

第7日

令和2年12月9日（水）

午前10時零分開議

○議長（堀尾俊浩君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、8日に引き続き一般質問を行います。

それでは、7番佐々木明子議員の質問を許可いたします。7番佐々木明子議員。

（7番佐々木明子君登壇）

○7番（佐々木明子君） 皆さん、おはようございます。7番佐々木明子です。

師走に入り、公私ともお忙しい中、傍聴においでの皆様、ありがとうございます。また、インターネットを御覧の皆様、ありがとうございます。

さて近年、日本列島は毎年、豪雨や台風による災害に見舞われておりますが、今年はさらに新型コロナウイルスによる感染が流行しまして、いまだ収束の兆しも見えません。3密、ステイホーム、フィジカルディスタンス等の言葉も身近なものになっていますが、親しい友人ともなかなか会えず、寂しく、うつうつとした日々を送らざるを得ない昨今です。

そんな折、11月になって、小倉に住んでいる友人がG o T oトラベルを使って、運行が分断されている日田彦山線を利用して原鶴温泉に泊まりに来てくれました。友人は体に障がいがあるので、翌日は、私が車で小倉まで送っていきましたが、途中、英彦山の紅葉を見に行くことになりました。新聞やテレビの報道で、その美しさは見聞きしていましたが、今年の紅葉は本当に見事なもので、みんなして、沈んでいた心がぱあーっと明るく元気になりました。杷木と朝倉の山の中腹に植えられている柿も、今年は見事に赤く彩られて、訪れた人たちを驚嘆させております。

コロナウイルス禍で冷え込んだバサロの売上も、朝倉市独自の支援事業、あさくら宿泊助成事業泊覧会やG o T oトラベルによる旅行者が、連日、たくさん訪れており、10月からは過去最高の売上高になっているそうで、関係者がその忙しさにうれしい悲鳴を上げていました。

コロナウイルス感染症が拡大しないため、外出の自粛も大切ですが、来年にはワクチンも受けられるようになるでしょう。それまでの間、一人一人が感染症予防策をしっかりと行えば、ウィズコロナでコロナ禍を乗り切ることができるようになるのではないのでしょうか。

これよりは質問席で質問させていただきます。

（7番佐々木明子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 質問の前に記載漏れがございましたので、お詫びして挿入させていただきます。

1番、学校における働き方改革の（3）朝倉市教職員の働き方指針と記載してありますが、正確には朝倉市教職員の働き方改革指針でございます。改革の文字を挿入させていただきたいと思っております。本当申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従って質問してまいります。

1番、学校における働き方改革について。

（1）改正給特法第7条において、昨年改正された給特法第7条1項の規定に基づき、今年1月、文科大臣は教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を告示として公示しました。指針は教育職員が公務として、学校教育に必要な業務を行っている時間を在校等時間とした上で、時間外勤務時間の上限を示し、服務監督権者に対し、業務量の適切な管理を命じています。

朝倉市においては、昨年9月よりICタイムレコーダーにより、勤務時間の適正な把握がされていますが、レコーダーには出勤時刻と退勤時刻しか記録されていないのではないかとおもうんですが、時間外勤務時間の記録をどのように把握して管理しているのかをお尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 今、議員申されますように、昨年9月、元年の9月に出退勤管理システムを導入いたしまして、全小中学校に導入をしております。ICカードにより、客観的な在校等時間の管理を行っております。今申されます時間外の時間でございますけれども、これにつきましては、本来の勤務時間、それを除いた時間ということで、在校時間を管理しているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） その管理の仕方です。タイムレコーダーには恐らく、出勤時間と退勤時間しか出ないと思っておりますので、それをどのように記録して提出がなされているのかです。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 申し訳ございません。管理につきましては、システムでございますので、データで保存をするようになっております。月単位でその確認を各学校、また教育委員会で行っているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 学校長が管理し、データで管理していると今おっしゃいましたが、毎月提出されているのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 申されますように、毎月、教育委員会までペーパーで届いて

おります。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 先ほども質問しましたように、出勤時間、退勤時間で、今問題になっているのは、時間外の勤務時間がどのくらいになっているか、それを知る方法というのは紙ベースになっているのでしょうか。それとも、データとしてののでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） おっしゃいますように、ICデータで——教員が学校に行きます。それで、その機械にタッチをしますと、そこで入校した、出勤したということになります。退校時も同じように、そこでカードをかざせば、そこで退勤したということになりますので、そのICカードをタッチした間の時間を、システムがデータとして保存をしております。これも文科省からの要望に基づきまして分単位、実質は秒単位で管理ができておるんですけれども、そういうことで、全体の時間を把握をしております、その中の学校ごとに決められております本来の勤務時間、これを差し引いた残りが、基本的に、勤務時間外の在校等の時間となるということで、把握をしているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 一人一人の毎月の時間外勤務時間が提出されているのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 先ほど申しましたように、出勤と退勤の時間の、要するに、どれだけ学校にいらしゃったかということの管理でございますので、その全体の時間の中の、その中の正規の勤務時間、それから、勤務時間外とならない部分の時間を、そういう全体の中から除いていって、お一人お一人の時間外が判明するというふうな形になっております。管理上は、お一人お一人、個人の日々の時間を把握しております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） その一人一人、全体の職員で言いますと、相当な300名近くの人数になると思いますが、そのほとんどを教育委員会としては、時間外勤務時間を把握されているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 申されるとおりでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 失礼ですが、教育長もちゃんと御存じでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 資料がまとまって来るようになってますので、わかります。わかりますけれども、字が小さい、数字が小さいというので、数字的にトータルでどれだけかというのはわかりますけれども、個々のを見る場合には、私はそれではイメージ的にわかり

ませんので、自分なりに、一人一人職員がどうなっているかを、違う観点で、またそれを元にして、つくって把握をしております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 本当にすばらしいことだと思います。なかなか、よその教育長さんは、時間がないとかいって、資料が出ても見えないというところもあるそうですが、本当、朝倉市はよかったと思っております。

ところで、9月から始まっておりますが、1年近くを見られて、上限規則、月45時間、年360時間以内が遵守されておりますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 昨年9月からでございますが、年度管理にはなりませんけれども、1年間という12カ月のくくりで、今年の8月までを見ましたときに、御承知のとおり、コロナ禍で3月から5月まで、3カ月間は学校が休業になっておりましたので、その分の間がデータとしては使えないのではないかとということで考えておりますけれども、9月から8月までの1年間、コロナの影響もございまして、この間におきましては、その影響がありまして、おっしゃる上限時間内で収まっているような状況でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 今年はコロナウイルス感染症の関係もありますので、なかなか難しいと思いますが、よろしく願いをしておきます。

ところで、指針は今年4月1日より施行されております。

教育委員会が講ずべきものとして、文部科学省の指針に基づく条例の改正及び教育委員会規則の制定、在校等時間の上限に関する方針の策定が求められておりますが、進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 令和2年——本年の1月17日付で、文部科学省から、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」というものが告示をされ、通知をされているところでございます。

主に、これは都道府県教育委員会と政令指定都市の教育長宛てに発出されたものでございますけれども、これに伴い、令和2年2月3日付で、私どものほうに福岡県から通知がございまして、本県において、福岡県においては、本年度中、令和2年度中に教職員の働き方改革取組指針を改定し、条例及び規則については、次年度に整備する予定ということがあります。すみません。先ほどの本年度中というのは令和元年度ですね。申し訳ございません。訂正します。本年度中に整備をする予定ということで、また本件の条例及び規則の整備後、改めて市町村教育委員会における上限方針の策定について依頼する予定で、という通知が参っておりますので、それを待っている状態でございます。

また、先ほどから言われます改正給特法7条にあります指針につきましての朝倉市の案というものは出来上がっておりますので、この県教委からの通知を受けて、早急に取り組んでまいりたいというところで用意をしております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 改正給特法に基づく、在校等時間による勤務時間管理を進め、上限規制の遵守に向けた超過勤務時間縮減に取り組むには、条例等の改正が不可欠であります。早期の策定を求めます。

次、（2）改正給特法第5条について。

2021年、来年4月施行とされていた改正給特法第5条関連、つまり1年単位の変形労働時間制については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中教審での審議が大幅に遅れ、7月17日、やっと文科省からの施行規則が公布され、指針の改正通知が発出されております。

しかしながら、学校現場におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、夏季休業日が短縮されております。消毒業務や新しい生活様式の指導など、新たな業務負担が発生しており、これまで以上の超過勤務実態が続くと考えられます。

1年単位の変形労働時間制を導入するには、前年度の在校等時間が上限である月45時間以内、年360時間をクリアしなければなりません。朝倉市の現状は守れているのでしょうか。改正給特法第7条関連について、朝倉市はまだ条例制定が行われておりません。

以上の実態から、朝倉市においては5条関連、1年単位の変形労働時間制を導入できる状況にはないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 1年単位の変形労働時間の導入についてでございますけれども、これにつきましては、1年以内の期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件としまして、業務の繁忙期から閑散期の労働時間を配分することを認める制度となっております。

これにつきましては、繁忙期の労働時間を延長しまして、夏休み等長期休業中の閑散期の労働時間を短縮することで総労働時間数を減らしまして、休日を増やそうとするものでございます。なお、この教職員の変形労働時間制の導入につきましては様々な御意見があることも認識をしておりますけれども、この変形労働制の条例改正につきましては、本市の場合、市の教職員がおりませんので、県の教職員ということで、県の条例改正を、先ほど申しましたように、待っているところでございます。

なお、先ほどの繰り返しになりますけれども、その元となります、先ほど言われました前年度分の勤務時間の調整につきましては、日々確認をしているのと併せまして、その前提であります方針の策定につきましても、先ほど申しました県の通知が来次第、早急に策定をするということに用意をしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上

でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 第5条の導入には、まず7条関連の——先ほどから申しますように7条関連の条例、教育委員会規則上限方針の改正策定に取り組むことが先であり、また、教職員の意向がきちんと反映されたものになることを求めます。

（3）朝倉市教職員の働き方改革指針について。

今年3月の一般質問において、執行部の答弁として、「県が指針を改正するので、今、策定中の指針を修正して、令和2年度当初に示す予定である」と答弁されましたが、進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） これも重複して申し訳ございませんけれども、先ほど申しましたように、本年2月に県から通知がありました。追って、県教委が条例改正、規則改正をした後、通知をしてお願いをするという通知がございますので。3月段階ではそういう答弁を申し上げたかもしれませんが、現在も通知が参っておりませんので、それを待っている状態ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 私が調べたところでは、この働き方改革指針は、今年度4月に県のほうから、指針を改正したという連絡が来ております。そこのところ調べてみてください。近隣の自治体は、既に指針を策定しております。改正の段階になっております。一日も早い策定を望みます。

（4）学校安全衛生管理体制について。

これも何回も質問しておりますが、朝倉市においてストレスチェックを導入していたことは、本当に喜ばしいことではありますが。平成30年度にストレスチェックが導入されておりますが、令和元年度の施行回数と実施結果をお尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） ストレスチェックにつきましては、申されるとおり、平成30年度から市内の全小中学校で実施をしております。初年度の平成30年度は試行期間ということで、年1回実施をさせていただいておりまして、令和元年度、昨年度からは、本格実施として年2回実施をしております。

対象者でございますが、令和元年度の1回目が7月に行っておりますけれども、対象者358名で、受検率が67%で、高ストレスとして判定された先生方が22名ということでございます。また、2回目が11月に行っておりますけれども、対象者356名で59%の受検率、高ストレスの判定者が——重複していると思っておりますけれども、24名という状況でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 平成30年に行われたときには、69.4%の受検率で、高ストレス者は13名だったということです。令和元年においては、それも減っておるようですし、受検者が。それなのに、高ストレス者は増えている。その原因について、何かお考えでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） これ、個人情報観点で教育委員会に詳細が参りませんので、残念ながら、その内部というかその状況、中身の状況までが把握できていないのが現状でございます。

ですから、ただ、高ストレスの先生方については、その委託業者のほう、病院ですけれども、医療機関から直接、相談をするように、また指導を行っていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 高ストレス者が、自分が分かったときに医者にご相談するわけですが。インターネット等を通じて、まず教育委員会にお知らせをして、それから教育委員会が各学校のほうに連絡をするというふうにお聞きしたんですが。そうすると、やはり管理職といいますか校長などを通じて、受けるとか受けないとか、そういう指導があるんでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（藤森直人君） こちらの仕組みなんですけれども、まず、高ストレスを受けた本人様が、インターネット上で申込みをしていただきます。その申込みをした段階で初めて、申込みをされた医療機関のほうから教育委員会のほうに、その対象者が誰かということが分かります。その後、その先生が医療機関から指導等を受ける場合については、職免等ございますので、学校長のほうに連絡して、学校長のほうからそういった対応をしていただくというような仕組みになっておるところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 前回にもこの件についてはお尋ねしておりましたが。学校長の推薦といいますか――に、まず相談して、それから学校長経由で産業医なりに連絡が行くということであると、なかなか先生方はその産業医に相談しに行きにくいと思いますので。もちろん、校長はそれを把握しておかなければいけませんでしょうけれど、何よりも本人が高ストレスであるということが分かっているわけですから、直接、産業医のほうにつなげる、自分で産業医のほうに連絡をして受診する。そういう体制は取れないのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（藤森直人君） 今のところ、どうしてもその職務専念義務免除とかそういう関係上、どうしても学校長のほうには許可を取らなければならないということですから。情報としては、個人が直接、申し込むということになっていまして、そうした高スト

レスの内容等については、学校長は、ちょっと分からないようにはなっております。それで、学校のほうの対応としては、学校長がどうしてもその職員が外す間とかは許可が必要ですので、そういった対応を取るためにも、一応こういった内容でということはお知らせするようになっていくところなんです。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 前回のときに、北九州市の例も申し上げましたが、校長の許可がなくてもつなげられるシステムを取っているみたいですので、その辺を参考になさって、できるだけ個人情報、幾ら校長であっても知られたくないこともあるでしょうから、産業医につなげられるようなシステムにしていきたいということを望みます。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） ちょっと補足をさせていただきます。

基本的には、高ストレスと認知された教職員については、産業医——委託先のドクターが直接、本人に「面接を受けてください」というような指導を行うようになっています。そのときに学校を休む必要がございますので、そのときに校長に職免の手続を出すというところで、そこで分かるということだけで、内容までは分からないということでございます。

ですから、基本的には、先ほど申しましたように、インターネットでパソコンを通じて、その該当の先生も直接、その委託先の病院にアクセスをして、そして、日にちを決めて行かれるということですので。内容については、学校の校長も把握はできないということになっております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） それを聞いて大分、安心しましたが。できるだけペーパーレスでお願いしたいと思います。

次に、学校衛生推進者会議について。

令和元年度、令和2年度の推進者会議の実施回数をお知らせください。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 令和元年度は1回、今年度はまだ行っておりません。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） こういうコロナウイルス禍で学校が疲弊しているときに、その推進者会議。朝倉市で各学校にはあっておりませんので、その実施回数がゼロっていうのは、どうも解せません。そのためにも、まず学校でも推進者会議が設置されるのが望ましいと考えますが、どうお考えでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 本来、労働安全衛生委員会につきましては、職員数50名以上の学校に設置義務があるという前提がございます。



朝倉市——本市の市立小中学校におきましては、各学校50名以上の学校がないということで、衛生推進者という者を各学校に置いている状況でございます。

各学校で選任している衛生推進者による学校衛生推進者会議というものを開催しております、それが先ほど言いました昨年度が1回、今年度はまだ開催をしていないということで申し上げたところでございます。

会議につきましては、設置——労働安全衛生委員会——義務ではないけれども設置しているというところで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 各学校で推進者会議が開かれていないということは分かりますし、義務化されていないことも分かりますが、文科省のほうとしても推進者会議が設置されるのが望ましいという連絡、要請もあっておりますので、できましたら各学校でも設置されることを望みたいと思います。

そしてなお、教育委員会主導の下に市内17小中学校代表者——推進者です——と、校長会代表、産業医、職員組合代表者による統括安全衛生委員会というものを設置できないのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） すみません、先ほど説明がちょっと足りませんでしたけれども、各学校で1人ずつその衛生推進者を選任いたしまして、全体の学校17名で集まりまして、学校衛生推進者会議というものを行ったのが、先ほど申しました令和元年に1回、今年度はまだ開催していないということでございます。申し訳ございません。言い足りませんでした。

それから、この衛生推進者につきましては、各学校教頭あるいは養護教諭がこの衛生推進者となっているところでございまして、この会議を基に各学校でまた持ち帰っていただいて議論等して、生かしていただいているというところで把握をしております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） その代表者の推進者会議、年に1回ですが、それで話したことを各学校に持ち帰って話していると今おっしゃいましたが、それが行われていないから、ぜひ各学校で校長を中心とした推進者会議を設置することを望んでおるのです。

そして、さらに教育委員会、その推進者会議はその17名で行っているのもあって、教育委員会それから産業医等は全然入っておりません。ですから、教育委員会主導の下にそういった代表者を集めた統括安全衛生委員会を設置していただきたいと申したいのですがいかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） その方向で今後考えていきたいと思っておりますけれども、

先ほどのお答えで1つ漏れておりましたので、補足させていただきます。

この労働推進委員会の中に、メンバーとして産業医でありますドクターでありますとか職員組合の代表者、そういうところのお考えも申されましたけれども、昨年9月の御回答でもさせていただいておるようすけれども、内部で話をさせていただいておまして、一応職員組合さんのほうともやり取りはしている状況がございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） よい方向に進んでいくことを望みます。

大きい（5）給食費の公会計化について。今回で、3回目の質問になりますが、文科省もガイドラインを作成して、保護者からの学校給食費の徴収管理業務を自治体自らの業務として行うことを促進しております。

そこで、現在朝倉市が行っている学校ごとの給食会計による管理のメリット、デメリットについてどう考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。すみません、もう少しマイクを近づけて話していただけますか。

○教育課長（藤森直人君） 学校給食会計の今のメリットとデメリットというところでございます。

現在、学校給食会計におきまして、朝倉市の場合は直接、私会計で各学校が学校給食費については徴収をしているというところでございます。

メリットといたしましては、まずは徴収率についてがもう非常によいものとなっているというところでございます。

あと、デメリットとしましては、職員等に、多少なりとも学校の職員等には負担を生じているということではございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 私が思いますに、徴収率が100%、これは毎回答えられておりますけど、それはいろんな方策があると思いますので、100%に近く徴収できるような方法もあると思います。

デメリットとして、教職員の負担が大きいということを申されましたが、私としては、調べたところでは徴収した額の範囲内でしか食材料費の支出ができておりません。

徴収した給食費は私会計、その学校だけの会計です。やはり、透明性にも欠けております。徴収管理や会計事務における教職員の負担が大きい——先ほどそちらも申されましたが——と思います。

それに比ばまして、公会計化にするメリットは何かございますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 公会計化にして、一番のメリットはもう、先ほどからの議論でさせていただいております教職員の働き方改革の一助になろうかと思っております。

それで、給食費の公会計化におきましては、令和元年7月に文科省より「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」というものが示されておりますので、現在公会計化を実施しております県内の自治体の状況を調査を行っております。今後、実施をしますと伴います経費あるいは人員等について、朝倉市教育委員会としても研究をしているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 私の調べたメリットは、やはり学校ごとの徴収状況に影響されることなく、質の高い給食を提供できる。口座振替手数料の負担が保護者になくなる。共同購入できる材料を一括で購入することにより、より効率的に購入できる。給食費を市の予算とすることで、会計の公正・透明性が確保できるなど、調べております。

公会計の実施に支障となっている理由、先ほどおっしゃられましたが、やはり毎回答弁されておりますが、情報管理のための業務システムの導入、改修、運営経費がかかる。人員を確保しなければならない。徴収や未納者等への対応。そういったことが理由になると思いますが、文科省からのガイドラインに対応策が示してございます。それを参考にしながら、また日本国、こういった公会計を導入されている自治体の参考例などを調べながら、公会計化の早期の実現を求めます。

次にまいります。2番、コロナ禍における学校教育行政について。

朝倉市では、新型コロナウイルス感染症対策独自事業として、児童扶養手当及び就学援助世帯へ、児童1人当たり地元産米10キログラムを支給してあります。また、夏季休業期間短縮に伴う熱中症対策もしておられます。

学校臨時休業等の実態においての子どもたちの学びを保障できる教育環境実現のためのGIGAスクールも推進事業として行っており、多くの支援事業を行っております。

しかし、新型コロナウイルス感染症はいまだに収束しておらず、昨日も朝倉市において23例目の感染者が発表されております。

第3波の新型コロナウイルス感染拡大が懸念されておりますが、教育現場においてはどのような市からの支援を望んでいるとお考えでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 教育現場におきましては、感染拡大防止のためにできる限りの物的、人的支援が必要ということで教育委員会としては考えております。

現在、各小中学校へ感染症対策経費の配分を行いまして、感染防止に必要な物資の購入など、各学校で必要なものを購入いただいているとなっております。

また、学習支援員及びスクールサポーターの配置を行っております。人的な支援も行っているところでございます。

学校におきましては、日々消毒あるいは学習支援、そういったものについて市としての支援ができていますものと思っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 児童扶養手当及び就学援助世帯への米の支給は、大層喜ばれたそうです。これから冬休み、春休みを迎えて、家庭での食事の機会も増えると思いますので、再度の米の支給——新米もできております——お願いしたいと思っております。

先ほど申されました学習指導員、スクールサポートスタッフの配置についてお尋ねします。

教育現場では、とても喜ばれておりますが、現在の各学校における配置状況をお尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 現在、本年12月1日現在でございますけれども、学習支援員、前提としては全学校配置という前提でございますけれども、小学校で10校、中学校で5校、計28名の方を任用しております。

また、スクールサポートスタッフ、これも全校配置という前提でございますけれども、これにつきましても小学校8校、中学校5校、計14名を任用しているところでございます。

なお、配置ができていない学校につきましては、人選等で手当ができていないというところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 私が教職員組合の皆様を通じて調べたところによりますと、大分、先ほどの答弁とは食い違ってございまして少のうございます。

スクールスタッフにおいては、全部で14名しかおりません。それと、指導員については8名しかおりません。

それよりも何よりも、一番大規模校である甘中、南陵中、甘小、立石小については、指導員の配置があっておりません。もちろん、スクールスタッフの配置もあっておりません。このことについてどうお考えでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（藤森直人君） 一応、私どもに学校のほうから来ている情報としましては、先ほど部長のほうで申し上げました人数ということでありまして。

この分につきましては、まず学校においてはこのほかに特別支援教育支援員とかがいらっしゃいます。その方がスクールサポートスタッフあるいは学習支援員などとダブってやられている。勤務時間に応じて、可能な限り。そういった形で雇用されて、その仕事もやっておられるというようなこともありますので、そういった状況、議員がおっしゃったような状態が伝わっているのではなかろうかと思われます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） せっかく、国・県からの支援があるわけです。今まで勤務しておる方が兼任するということは到底考えられません。なぜ、兼任になるのか。新しいスタ

ップを採用できないのか。お尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（藤森直人君） 1つは、やっぱり人選の問題等があるかと思います。現在、特別支援教育支援員については、年間に時間数が決められておまして、時間的には余裕のある時間というふうになっておりますので、そのプラスアルファの時間で対応しておるといことで、学校としても雇用しやすいというところもあるので、実際のところはそういう状態になっているかと思われま。

なお、新規の獲得につきましては、まだこれからいろいろ対応はしていかなければならないと思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） コロナ禍において少人数学級を推奨しております。本当は20人以下がいいんでしょうけれど、国としてもそこまでは予算措置ができませんので、一応30人以下というところで少人数学級を人員配置して考えております。が、さっき申しました甘中、南陵中、甘小、立石小においては30人を超えた児童・生徒が1つの部屋で学習しております。その解消のためにも、一応、国、県からは大規模校は指導員は2名、それからスクールサポートスタッフは1名の配置が認められております。筑前町、東峰村についてもちゃんと配置がされております。朝倉市において、指導員について配置されていない学校は本当に多うございます。やはり何とかして先生方の、先ほどの働き方改革じゃございませんが、本当疲弊しております。消毒作業の大変さっていうのは皆さんもお分かりになると思いますけれど、そういったことを解消するためにも何とかして支援員、指導員、それから校務支援員——スクールサポートスタッフを任用していただきたいと思うんですが、何か方法はないものでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 先ほど答弁しましたように、基本的には全学校必要な数、手当ができるようになっているところでございますが、教育課長が申しあげましたように人選のところどううまくいっていないというところでございます。と申しますのも、各学校に人選も、行って任せて推薦していただくというのでしてございまして、先ほど学習、特別支援員さんと兼務で学習支援員をしていただいているというところも、そういうことで空き時間といいますか、本来の特別学級支援員さんの時間が終わった後に、引き続き支援員となつていただくと。これが学校に慣れている先生をそのまま延長して、違う形で任用したいという学校の意向もございまして、こういうところで若干新しい方のところ——募集をしても応募がないという現状もございましてすけれども、この辺につきましてはもう少し教育委員会としても各方面にこういう制度があるので、ぜひ学校のほうへ御支援をお願いしたい、働いていただきたいというようなことも今後はアピールをしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） やはり指導員、支援員を確保するのはどこの自治体においても苦勞なさっているようですが。福岡市とか久留米市の方にお聞きしますと、PTAの組織を利用してといいますか、お願いして確保できたという情報をいただいております。朝倉市において、PTAの方に相談とかなさったんでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 基本的に学校で、まず人選をいただくというところがございますので、当然PTAのほうにもお声はかけていただいているものと思っております。確認はしておりませんので、申し訳ございませんけど。今後につきましては、その辺も含めまして改めて対応をしたいと思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 今後、GIGAスクール推進におきまして、もう12月末には全生徒にタブレットが配置されると思いますけれど、そういった指導においても先生方が大変なことになっていくと思います。そのためにもせつかく国・県で予算がついております支援員、指導員を入れないということはもったいないと思います。現場任せではなく、お話を聞きますと、学校にだけ人選を任せられてもどうしようもないという不満の声も挙がっております。教育委員会としていろんな方策を学校のほうにお知らせするのも1つの手立てではないかと思えます。

来年早くにはワクチンも接種できるようになるでしょう。オリンピックも開催されるでしょう。明るい未来が待っております。それを信じて、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。11時5分に再開いたします。

午前10時51分休憩